**雇用保険資格取得手続依頼書**

　　赤磐商工会会長　　殿

　　　下記のものにつき、手続き下さいますようお願いいたします。

（下記**マイナンバー**もお忘れなきようご記入ください）

 　　　事業所名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

 　　　　　　　依頼日　令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フ　リ　ガ　ナ |  |  性　　　別 |
| 氏　　　　　名 |  |  男　　・　　女 |
| 生　年　月　日 |  　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 取得日（入社日） |  　令和　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
|  過去の雇用保険の 有・無（前勤務先） |  　有 　・ 　無 |  被保険者番号　　　　　　－　　　　　　－番号不明の場合 (前勤務先： 　　　　　　　　　　　） |
| 被保険者となったことの原因 |  １．新規学卒者雇用２．新規雇用　３．所定労働時間が２０時間以上となった |
| 賃　金　形　態 |  １．月 給 ２．週 給 ３．日 給 ４．時 間 給  |
| 賃　金　月　額 |  千円（１カ月の見込額） |
| 雇　用　形　態 |  １．日雇い ３．パートタイマー　　　４．有期契約労働者　５．季節的雇用　　 ７．常　　用　 |
| 職　　　　　種 | １．管理的職業　２．専門的技術的職業　３．事務的職業　４．販売職業　５．サービス　６．保安　７．農林漁業 ８．生産工程９．輸送機械運転　１０．建設・採掘　１１．運搬・清掃・包装等 |
| 就　職　経　路 | １．安定所紹介　２．自己就職　３．民間紹介　４．把握していない※いずれにも○がついていない場合、４．把握していないものとさせて頂きます。 |
| １週間の所定労働時間 |  時間　　　　　　分 |
| 雇用契約期間の定め |  有　　　・　　　無 有の場合 年　　月　　日～　　年　　月　　日 契約更新条項の有無　　　　有　　・　　無 |

|  |  |
| --- | --- |
| 添付書類 | ＊**労働者名簿、出勤簿**＊**労働条件通知書の写し**（１週間の所定労働時間が２０時間～３０時間の場合）≪提出が雇入日から６か月以上遅れた場合≫＊上記＋**遅延理由書、雇入日からの出勤簿・賃金台帳**≪外国人労働者の場合≫＊上記＋**在留カード** |
| **マイナンバー** | **＊被保険者のマイナンバー（ご記入お願いいたします）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

 |

≪労働条件の明示について≫

労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を（１）～（７）について明示、（８）～（１５）は定めがあれば、明示しなければなりません。

なお、（１）～（６）について、文書での交付が義務付けられています。

（１）労働契約の期間に関する事項

（２）機関の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項

（３）就業の場所及び従事すべき業務に関する事項

（４）始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに

交替制勤務の場合の就業時転換に関する事項

（５）賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項

（６）退職（解雇の事由を含む。）に関する事項

（７）昇給に関する事項

（８）退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算・支払の方法、支払

の時期に関する事項

（９）臨時に支払われる賃金・賞与などにに関する事項

（１０）労働者に負担させる食費・作業用品その他に関する事項

（１１）安全衛生に関する事項

（１２）職業訓練に関する事項

（１３）災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項

（１４）表彰、制裁に関する事項

（１５）休職に関する事項

パートタイム労働者に場合、上記に加えて明示すること

（１）昇級の有無

（２）退職手当の有無

（３）賞与の有無

（４）相談窓口

≪１週間の所定労働時間について≫

１週４０時間（１日８時間）（法定労働時間）　特例措置対象事業場は４４時間（１日８時間）

を超えて労働させる場合は時間外労働となります。→３６協定の締結と届出が必要

特例措置対象事業場（常時使用する労働者（パート・アルバイトを含む）が１０名未満

かつ以下の業種）

|  |  |
| --- | --- |
| 業種 | 該当するもの |
| 商業 | 卸売業、小売業、理美容業、倉庫業、駐車場業、不動産管理業、出版業（印刷部門を除く。）その他の商業 |
| 映画・演劇業 | 映画の映写、演劇、その他興業の事業（映画製作・ビデオ製作の事業を除く。） |
| 保健衛生業 | 病院、診療所、保育園、老人ホーム等の社会福祉施設、浴場業（個室付き浴場業を除く。）、その他の保健衛生業 |
| 接客娯楽業 | 旅館、飲食店、ゴルフ場、公園・遊園地、その他の接客娯楽業 |